

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(子育て支援課)

一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

告 示

○生活保護法による指定介護機関の指定

(社会福祉課)

二

○生活保護法による指定介護機関の休止の届出

(同)

四

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(障害福祉課)

四

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(同)

四

○認証食品の認証

(食産業振興課)

四

○農用地利用配分計画の認可

(農業振興課)

五

○都市計画決定の図書の写しの縦覧(三件)

(都市計画課)

五

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)

(同)

五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(林業振興課)

六

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

八

○宮城県公報平成二七年号外第一号(平成二十七年三月二十五日付け)中

(同)

八

規 則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十八号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年宮城県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十六条を次のように改める。

(市町村との連携)

第十六条 知事は、法第三条第二項第二号に規定する適当と認められる数の子どもに関する事項について、法第四条第一項の規定による申請に係る保育所の所在する市町村の長の意見を聴くものとする。

様式第二号を次のように改める。

様式第二号 三添

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県訓令第十四号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一保健福祉部長の子育て支援課に係る専決事項の項第八号中口を削り、ハをロとし、ニからリまでをハからチまでとする。

附 則

附 則

告 示

この訓令は、平成二十七年八月十一日から施行する。

○宮城県告示第七百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十七年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
調剤薬局ツルハドラッグ多賀城店	多賀城市高橋四一四一	株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一二十	平成二十七年七月一日
調剤薬局ツルハドラッグ利府店	宮城県利府町利府字新大谷地五十三番地一	株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一二十	平成二十七年七月一日
エルム調剤薬局	名取市増田字柳田六番地一	株式会社プリスクリア ン・エルムアンドバーム	名取市増田字柳田六番地一	平成二十七年六月一日
クオール薬局岩出山店	大崎市岩出山字下川原町百六一五	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目三番一号 城山トラストタワー137階	平成二十七年六月二十五日

二 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
郷音の杜デイサービス	宮城県松島町桜渡戸字欠ノ下五番地二十一	株式会社 Ashy	宮城県松島町桜渡戸字欠ノ下五番地二十一	平成二十七年六月九日

三 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホームあつたかい岩出山	大崎市岩出山字浦小路四十番地十四	社会福祉法人シャングリラ	大崎市岩出山字浦小路四十四番地	平成二十七年七月一日

四 介護予防訪問介護

五 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
有限会社キクユウ薬局	石巻市美園三丁目一番地十	有限会社キクユウ薬局	石巻市美園三丁目一番地十	平成二十七年六月二十六日

六 介護予防福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
調剤薬局ツルハドラッグ多賀城店	多賀城市高橋四一四一	株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一二十	平成二十七年七月一日
調剤薬局ツルハドラッグ利府店	宮城郡利府町利府字新大谷地五十三番地一	株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一二十	平成二十七年七月一日
有限会社キクユウ薬局	石巻市美園三丁目一番地十	有限会社キクユウ薬局	石巻市美園三丁目一番地十	平成二十七年六月二十六日
エルム調剤薬局	名取市増田字柳田六番地一	株式会社プリスクリプシヨ ン・エルムアンドパーム	名取市増田字柳田六番地一	平成二十七年六月一日
クオール薬局岩出山店	大崎市岩出山字下川原町百六一五	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目三番一号 城山トラストタ ワー三十七階	平成二十七年六月二十五日

七 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
有限会社キクユウ薬局	石巻市美園三丁目一番地十	有限会社キクユウ薬局	石巻市美園三丁目一番地十	平成二十七年六月二十五日

八 特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホームあったかいご岩出山	大崎市岩出山字浦小路四十番地十四	社会福祉法人シャングリラ	大崎市岩出山字浦小路四十四番地	平成二十七年七月一日

九 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
有限会社キクユウ薬局	石巻市美園三丁目一番地十	有限会社キクユウ薬局	石巻市美園三丁目一番地十	平成二十七年六月二十五日

事業所の名称 有限会社キクユウ薬局	事業所の所在地 石巻市美園三丁目一番地十	申請者の名称 有限会社キクユウ薬局	申請者の所在地 石巻市美園三丁目一番地十	指定年月日 平成二十七年六月二十五日
----------------------	-------------------------	----------------------	-------------------------	-----------------------

○宮城県告示第七百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり休止した旨届出があった。

平成二十七年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称 アースサポート石巻	事業所の所在地 石巻市蛇田字下谷地一番地六	開設者の名称 アースサポート株式会社	介護サービスの種類 居宅介護支援事業	休止年月日 平成二十七年七月一日
---------------------	--------------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------

○宮城県告示第七百八十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十七年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四五〇五〇〇四七五	事業所の名称及び所在地 放課後等デイサービスすろらいふ 気仙沼市台二百四十九番地三	指定障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス	設置者名 特定非営利活動法人ワークアースコープ	指定年月日 平成二十七年八月一日
---------------------	--	----------------------------	----------------------------	---------------------

○宮城県告示第七百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一二八〇〇一五三	事業所の名称及び所在地 そにやる 加美郡色麻町高城字上ノ原七番地三	指定障害福祉サービスの種類 就労移行支援、就労継続支援B型	設置者名 一般社団法人そにやる	指定年月日 平成二十七年八月一日
---------------------	--------------------------------------	----------------------------------	--------------------	---------------------

○宮城県告示第七百八十九号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十七年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号 百十二	品目 あられ類	申請者の氏名 みやぎのあられ株式会社 代表取締役 石田定克	製造業者の名称 みやぎのあられ株式会社	製造所等の所在地 巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田五十一番地
-------------	------------	----------------------------------	------------------------	--------------------------------

一 百七十	あられ類	みやぎのあられ株式 会社 石田定克 代表取締役	みやぎのあられ株式 会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田 五十一番地
----------	------	----------------------------------	-----------------	------------------------

二 認証年月日

平成二十七年八月五日

○宮城県告示第七百九十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十七年八月十一日

○宮城県告示第七百九十一号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 茂庭地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百九十二号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 富沢駅西地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百九十三号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 泉ビレジ北地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百九十四号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

種類 仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百九十五号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

種類 仙塩広域都市計画高度地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百九十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

種類 仙塩広域都市計画防火地域及び準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県森林情報管理システムに用いる機器類の賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 平成二十七年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

4 納入・設置場所 宮城県農林水産部林業振興課ほか

5 入札方式 条件付一般競争入札（紙入札）とする。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

をしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去五年（平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで）以内に当該調達と同様な契約を締結し、履行した実績を有すること。

9 当該物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ平成二十七年八月二十八日（金）午後五時までに提出すること。郵送による場合は、書留にて平成二十七年八月二十八日（金）午後五時までに必着のこと。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

宮城県農林水産部林業振興課地域林業振興班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―二九一四）

2 入札説明書の交付期限

平成二十七年八月二十四日（月）午後五時まで。ただし、郵送による交付依頼は平成二十七年八月二十一日（金）午後五時までに1あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十七年八月三十一日（月）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十七年九月九日（水）午後五時まで。

(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年九月十日（木）午前十時（開場午前九時四十五分）

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎九階九〇四会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 一月あたりの賃貸借料に契約期間月数（六十ヶ月分）を乗じた総額を記載すること。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する金額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（契約総額）の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
7 最低価格の入札者以外の者を落札者とする 有 無
8 契約書作成の要否 要
9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Items/Services Required : Lease of hardware and software for the prefectural government's forestry information management system (1 set)

2 Duration of Contract : From November 1, 2015 to October 31, 2020

3 Place of Delivery : Forestry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department and other locations

- 4 Deadlines for Quote Submission :
- Hand-delivered submissions : September 10, 2015, 10 : 00 a.m.
 - Submissions by mail : September 9, 2015, 5 : 00 p.m.
- 5 Place and Time of Bid Selection : September 10, 2015, 10 : 00 a.m., Miyagi Prefectural Government building, 9th Floor, Meeting Room 904
- 6 Contact Information : Satoshi Koizumi, Forestry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-2914

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年八月十一日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市赤井字七反谷地二百八十番一、三百九番一、三百十一番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
- 愛知県津島市埋田町一丁目八番地
株式会社宇佐美鋳油

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年八月十一日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡七ヶ浜町東宮浜字荒敷三番一の一部、三番五、四番一の一部、四番四、四番八、五番七、同字要害四十八番四の一部、四十八番四地先の道の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
- 仙台市青葉区花京院一丁目一番五号
有限会社インテム

正 誤

○宮城県公報平成二十七年号外第一号（平成二十七年三月二十五日付け）中

ページ	四	四	正
段	上	上	
行	一	一	
	塩釜漁港の指定施設（釜の測泊地に限る。）	同	
	塩釜市	同	
	塩釜市	同	誤